平成２４年（フ）第２０３８号
名古屋市緑区神の倉４丁目５番地　アピアランス神の倉Ｂ棟101号
債務者　寺嶋　義和
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５２号
名古屋市昭和区八事富士見1401番地　ＦＩＳ名古屋226号
債務者　大西　昭夫
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２６３号
京都市左京区上高野東田町28番地６
債務者　平河　雄二
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９６号
京都市山科区西野後藤１番地15
債務者　衣笠　由唯
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１２号
兵庫県姫路市網干区興浜1206番地６
債務者　丸尾美千子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３８６号
奈良県生駒郡三郷町信貴ケ丘１丁目２番14号
債務者　田中　久雄
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２０号
岡山県美作市下町171番地７
債務者　押田　尚樹（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１１０号
広島県尾道市向東町8885番地32　フィオラノ102号室
債務者　中谷　隆之
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
広島県尾道市因島中庄町597番地２
債務者　村上　浩子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
愛媛県松山市姫原２丁目５番31号　グランドール姫原201号
債務者　三木　沙織
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５８号
愛媛県松山市中須賀２丁目４番36―７号
債務者　森本　恭子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６１号
愛媛県松山市森松町494番地８
債務者　松本加代子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６７号
愛媛県松山市桜ケ丘７番３号　ＴＩハイツ201号
債務者　田中　定央
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６８号
愛媛県松山市西石井６丁目13番８号
債務者　沖田　俊幸
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７３号
愛媛県松山市桑原７丁目５番34号
債務者　千葉　美貴
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７４号
愛媛県松山市岩崎町１丁目８番47号
債務者　山下　知子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７９号
愛媛県松山市北条辻581番地５
債務者　田村　次子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８１号
愛媛県松山市大手町２丁目７番地12　ライオンズプラザ大手町805号
債務者　岩崎　和幸
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所民事部